

小田原市企業誘致推進制度について

本市では平成27年4月1日に「小田原市企業誘致推進条例」を施行し、旧来よりも使いやすく充実した企業誘致推進制度を運用しています。

1 主な認定要件

対象業種	<ul style="list-style-type: none"> 製造業及び研究所
投資額	<ul style="list-style-type: none"> 大企業1億円以上 中小企業5千万円以上
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 原則として工業地域、工業専用地域
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 市外からの新規立地 市内既存企業の拡大再投資
固定資産の取得期間	<ul style="list-style-type: none"> 新規立地の場合、平成31年度までに不動産を取得、33年度までに操業開始。 拡大再投資の場合、平成33年度までに操業開始。

2 主な支援内容

企業等立地奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 1億円を限度額として、投資額の10%を5年間に分割して助成。
投資促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 投資した土地・建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税相当額の2分の1の額を、3年間助成。
雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 5人以上の市民を新規に雇用した場合、一人あたり20万円、限度額1千万円までを助成。
企業誘致促進融資利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県制度融資「企業誘致促進融資」を利用した企業に対し、限度額までの融資に係る利子を3年間助成。 * 限度額 = 西湘テクノパーク及び(仮称)鬼柳・桑原地区工業団地区域の場合は5億円、それ以外の場合は1億円。

3 その他支援制度

工場立地法に定める緑地面積率等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 工業地域・工業専用地域の場合、緑地面積率6%、緑地を含む環境施設面積率11%。 準工業地域の場合、緑地面積率15%、緑地を含む環境施設面積率20%。
ワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> 新規立地や拡大再投資に伴うさまざまな課題解決に向け、経済部産業政策課に担当課長、担当副課長を置き、ワンストップで対応にあたる。